

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

## 秩父市農業委員会 平成29年 第8回 定例総会 議事録

1 会 期 平成29年8月22日(火) 午後3時01分から  
同 日 午後4時28分まで

2 議 場 秩父歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(13人)

会 長	12番	糸 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 沢 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(なし)

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

- 議案第40号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)  
議案第41号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (5件)  
議案第42号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (15件)  
議案第43号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの

判断について

日程第8 秩父市環境審議会委員の選出

日程第9 閉 議 ・ 閉 会

## 6 出席した農地利用最適化推進委員 (14人)

第1区域	吉川	稔	浅見	健
第2区域	笠原	広久	小林	弘
第3区域	田口	俊夫	小久保	健司
第4区域	大島	正一	新井	一郎
第5区域	高岸	義雄	番場	誠二
第5区域	齋藤	武志	引間	勲
第6区域	長谷川	満	千島	初男

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長	上林	敏一	主査	帆刈	敏晃
参与	町田	達彌	主事補	岩田	直樹
主幹	新井	幸男	主幹	新地	広幸
主幹	加藤	和彦			

## 8 会議の概要

### 日程第1 開 会 ・ 開 議

議長(糸東男会長) ただいまから、秩父市農業委員会平成29年第8回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### 日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長(糸東男会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

議長（条 東男 会長） 本日は、全員の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

議長（条 東男 会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（条 東男 会長） 異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。 3番 高橋 信之 委員 及び 4番 高野 忠財 委員のお二人をお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査及び岩田主事補を指名いたします。

### 日程第5 諸 報 告

議長（条 東男 会長） 次に、諸報告を行います。 総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。 事務局長に報告をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 諸報告について説明をいたします。 本日付け、農委36報告文書をご覧ください。 このたびは、秩父市農政総合推進協議会委員の選出について 及び 農地法第4条の規定による許可申請の取下願についての2件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。 最初に、秩父市農政総合推進協議会委員の選出についてですが、このことにつきましては、平成29年7月臨時総会におきまして、会長において指名することに決まり、委員から選出する2名にあっては、指名をいたしました。 農地利用最適化推進委員から選出する6名にあっては、推進委員から意見を聞いた上で決めることとなっておりました。 去る7月28日に、推進委員の会議があり、会長が選出について意見を聞いた上で、報告書にありますとおり、6名を選出いたしましたので、ここに報告いたします。 次に、農地法第4条の規定による許可申請の取下願についてですが、本件は、平成28年第6回総会において、太陽光発電施設用地へ転用するにあたり、農地法第4条の規定による許可申請について審議していただき、許可相当と決定していただいた経緯があります。 このたび、申請者から経済産業大臣経済産業大臣による再生可能エネルギーを用いた発電の

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

認定がなされる見込みが立たないことを理由に申請を取り下げたいとして願いが提出されたものです。なお、この許可相当案件につきましては、県知事に進達してはありましたが、許可が下りる前でした。事務局といたしましては、会長にその旨を報告した上で、専決により処理いたしましたので、ここに報告いたします。なお、その後、県知事に送付いたしましたところ、願いは受理され、申請は取下げとなっております。諸報告は以上でございます。

**議長（条 東男 会長）** 以上で、諸報告を終わります。

#### 日程第6 審議議案の報告

**議長（条 東男 会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**上林 敏一 事務局長** それでは、平成29年第8回総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてが1件、議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請についてが5件、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請についてが15件、議案第43号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、以上でございます。よろしく、お願いいたします。

**議長（条 東男 会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配布しておりますので、ご了承願います。

#### 日程第7 議案審議

**議案第40号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)**

**議長（条 東男 会長）** これより、議案の審議の入ります。議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**加藤 和彦 主幹** 議案第40号の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんで、譲受人の父にあたります。申請地は荒川白久字天女平、畑3筆、計2,029平方メートルで、昭和22年に相続により取得した土地です。案内図の1ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道三峰口駅から北西に約180メートル先にあり、譲受人の自宅の裏にあります。申請事由ですが、譲渡人から当申請地を贈与にて権利取得し、農業経営の拡大を図りたいとして申請したものです。現在、譲受人は、計4,338平方メートルの農

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

地を所有しておりますが、これに、このたびの申請地3筆を合わせますと、計6,367平方メートルとなり、荒川地区における下限面積要件である10アールを上回ります。また、保有する農機具につきましては、耕うん機2台、軽トラック1台で、農作業の経験は23年以上に及びます。譲受人は、会社に勤務してはおりますが、休日等を利用して農作業を行っており、今後も引き続き耕作を行っていききたいとのことです。申請地には、ギンナン、クリ、サトイモ、ゴマ、薬用のカワギリを作付けする計画です。

**議長（糸 東男 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委委員の意見を伺います。

**2番（横田 友 会長職務代理者）** 議案第40号の案件について意見を申し上げます。現況を確認してまいりましたが、きちんと耕作がなされておりました。このたびは贈与により所有権を移転する案件でもありますので、許可をすることに問題はないと考えます。

**第6区域 長谷川 満 農地利用最適化推進委員** 耕作を継続していただけることなので、同様の意見です。

**議長（糸 東男 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員及び担当農地利用最適化推進委委員の意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸 東男 会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 質疑等はなしと認めます。以上で、質疑及び意見を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第40号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

**議案第41号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （5件）**

**議長（糸 東男 会長）** 次に、議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**町田 達彌 参与** 番号1及び番号2の案件について説明をいたします。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

まず、番号1についてですが、申請者は〇〇さんです。申請地は久那字北替土、畑1筆、304平方メートルで、平成17年に相続により取得した土地です。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、久那地区の折区公会堂から北に約150メートル先にあり、県道と太陽光発電設備に囲まれたところにあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、太陽光発電施設事業の拡張です。申請者は、市外の申請地から離れた場所に住んでおりますので、十分に耕作を行うことができない状況にあります。また、周辺の太陽光発電設備は、申請者が設置し、管理しているものです。このたびの事業計画は残地を利用した軽微な変更を行うものです。事業計画では、太陽光パネル72枚と防草シートを設置することになっております。なお、経済産業省による発電について認定及び東京電力株式会社による電力受給契約申し込みについては、パネルのみ72枚を増設する軽微な変更とされるもので、インターネット上で変更を行うとしておりますので、パネルの枚数変更の画面上の表示の写しが添付されております。また、申請地には抵当権がついておりますが、抵当権利者から転用することに対する承諾を得ております。申請地を確認しましたところ、保全管理状態でした。

次に、番号2の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は下影森字大沼、畑2筆、計159平方メートルで、平成6年に相続により取得した土地です。案内図の3ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道影森駅から南に約250メートル先の住宅に囲まれた地域にあります。立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。申請の目的ですが、申請地に店舗を建て、イタリアンレストランを開業するものです。申請者は、申請地に隣接する住宅に居住しており、行き来についても便がよく、周辺には、住宅、工場、駅、学校等もあり事業をする上では最適地と考え選定したものです。なお、申請地に隣接する農地を耕作する者から、転用することに対する承諾を得ており、資金調達を含める事業計画も適正ですので、転用することにより、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われれます。現況を確認しましたところ、保全管理状態でした。

**新井 幸男 主幹** 番号3の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は吉田久長字中島、畑1筆、644.3平方メートルで、平成19年に相続により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。申請地

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

は、主要地方道皆野両神荒川線久長バイパスの奈良川橋交差点から東に約300メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年7月26日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。次に、転用目的は太陽光発電施設用地です。申請者は、会社に勤務しており、農業には十分に従事することができず、また、農業を後継する者を確保することも困難なことから、土地を有効に利用することについて検討した結果、申請地に太陽光発電施設を設置することを計画しました。計画では、太陽光パネル256枚とその他必要な機器等を設置することになっています。また、資金調達計画も整っており、経済産業省からは発電設備の認定を、東京電力株式会社からは電力需給契約の申込みについての承諾をそれぞれ得ております。申請地に隣接する農地はなく、公衆用道路沿いにありますので、転用することで問題が発生することはないものと思われまます。申請地を確認しましたところ、不耕作となっております。

**加藤 和彦 主幹** 番号4及び番号5の案件について説明をいたします。

まず、番号4についてですが、申請者は〇〇さんです。申請地は荒川贅川字向田、田1筆、904平方メートルで、昭和62年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。申請地は、国道140号平和橋入口交差点から南西に約270メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、区域から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に在住する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請者は、申請地が休耕地となってしまう、農地として管理するのが難しいとして、農地の有効活用を考えた結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請したものです。事業計画では、太陽光パネル112枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。申請地の北側、西側には、それぞれ農地がありますが、このたび、西側の農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ることはできませんでした。その理由としては、この土地を所有する者

はすでに死亡しており、相続する権利を有する者の所在も、現在のところ、不明であるためです。ただし、その方も、不定期ながら、近くにあります住居にきているとの情報もあるため、機会を捉えてこの事業について説明をするとのことです。転用することで生じ得る問題が発生した場合には、申請者が責任を持って対処するとのことです。現況を確認しましたところ、保全管理状態でした。

次に、番号5の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんで、番号4に係る申請者と同一人です。申請地は荒川日野字丸山、畑1筆、1, 133平方メートルで、昭和62年に相続により取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、国道140号道の駅荒川交差点から南西に約100メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に在住する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請者は、申請地が休耕地となっしまい、農地として管理するのが難しいとして、農地の有効活用を考えた結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請したものです。事業計画では、太陽光パネル224枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われます。現況を確認しましたところ、不耕作地でした。

**議長（糸 東男 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**6番（石橋 総一郎 委員）** 番号1及び番号2の案件に対する意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も現地を確認してまいりました。番号1につきましては、周囲が太陽光発電施設用地となっております。番号2につきましては、周囲は住宅地となっております。いずれの案件も許可を相当とすることでよろしいものと考えます。

**4番（高野 忠財 委員）** 番号3の案件に対する意見を申し上げます。私も現地を確認してまいりました。隣接する土地は、太陽光発電施設用地となっておりますし、西側の斜面は、山林となっております。許可を相当とすることでよろしいものと考えます。

**2番（横田 友 委員）** 番号4及び番号5の案件に対する意見を申し上げます。このたびは、荒川地区を担当いたしました。が、いずれの案件も営農条件が悪いも



公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

のと感じました。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

**議長（条 東男 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員の意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（条 東男 会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（条 東男 会長）** 質疑等はなしと認めます。以上で、質疑及び意見を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第41号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（条 東男 会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

#### 議案第42号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（15件）

**議長（条 東男 会長）** 次に、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田 直樹 主事補** 番号1から番号5までの案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、買受人は株式会社〇〇、売渡人は〇〇さんです。申請地は上町二丁目、畑3筆、計354.1平方メートルで、昭和58年に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。申請地は、秩父市立花の木小学校から北東に約120メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。転用目的は分譲住宅用地です。申請事由ですが、売渡人は、現在、高齢者介護施設に居住しており、申請地を農地として使用することが困難な状況です。申請地は、秩父市内中心地にあり、小中学校にも近く、住宅地として適した場所であるとして、このたび、買受人が買い受け、宅地へ転用したいとして申請したものです。計画では、申請地3筆に、隣接する宅地46.48平方メートルを加え、計400.58平方メートルを一体利用することで、分譲住宅用地2区画分として使用することになっています。なお、資金調達計画も整っており、隣接に耕作している農地はありませんでした。申請地を確認したところ、保全管理されておりました。

次に、番号2及び番号3の案件について一括して説明をいたします。買受人は株式会社〇〇、売渡人は〇〇さんです。申請地は、番号2に関しては、永田町、田2筆、計366平方メートル、番号3につきましては、同じく永田町、畑2筆、計496平方メートルで、いずれも平成26年に相続により取得した土地です。案内図の8ページをご覧ください。申請地は、番号2につきましては、秩父市保健センターの西隣、番号3につきましては、秩父市立西小学校と道路を挟んで北東側にあり、立地の基準につきましては、いずれも市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。転用目的は、番号2については販売住宅用地、番号3については分譲住宅用地2区画分です。申請事由ですが、申請地は、いずれも用途地域内にあり、宅地化が進んでいる土地です。このたび、市内中心部にあり、小中学校にも近い当申請地を買受人が買い受け、販売住宅用地又は分譲住宅用地に転用したいとして申請したものです。隣接する農地を所有する者からの転用することに対する承諾につきましては、番号2に関しては、転用することに同意はするものの、署名はできない旨を記した経緯書が添付されています。番号3に関しては、当該所有者から承諾を得ています。また、番号2に関する2筆には抵当権が設定されておりますが、抵当権者から転用することに対する同意を得られる見込みとなっております。申請地を確認したところ、番号2では保全管理状態でしたが、番号3は耕作地でした。

次に、番号4の案件について説明をいたします。買受人は有限会社〇〇です。売渡人は〇〇さん及び〇〇さんです。申請地は中宮地町、畑4筆、計658平方メートルで、うち前者が所有する2筆につきましては、昭和51年に相続により取得した土地で、後者が所有する2筆につきましては、昭和36年に売買により取得した土地です。案内図の9ページをご覧ください。申請地は、国道140号聖地公園交差点から南南西に約250メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。転用目的は分譲住宅用地です。申請事由ですが、売渡人は、ともに高齢で、将来に亘り農業に従事することが難しくなっています。また、申請地は用途地域内に存在し、周辺は宅地化が進んでいます。そこで、このたび、買受人が当申請地を買い受け、分譲住宅用地2区画分として使用したいとして申請したものです。なお、資金調達計画も整っており、隣接に耕作している農地はありませんでした。申請地を確認したところ、野菜が作付けされており、畑としてよく管理されておりました。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

次に、番号5の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さんです。貸渡人は〇〇さんで借受人の父にあたります。申請地は太田字門脇、畑1筆、200平方メートルで、平成15年に相続により取得した土地です。案内図の10ページをご覧ください。申請地は、秩父市大田公民館から北北西に約550メートル先にあります。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年7月26日付けで区域から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は、自己用住宅用地です。申請事由ですが、借受人は現在、父親である貸渡人夫婦と同居していますが、家族が増えて手狭となったため、実家に近い申請地に、使用貸借権を設定した上で、住宅を建築したいとして、申請したものです。資金調達計画も整っております。また、隣接する農地を耕作する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農状況へ悪い影響を与えることは無いものと考えます。申請地を確認したところ、不耕作地となっております。

**帆刈 敏晃 主査** 番号6から番号9までの案件について説明をいたします。

まず、番号6及び番号7については関連がありますので、一括して説明をいたします。借受人は〇〇さん、番号6の貸渡人は〇〇さんで、番号7の貸渡人は〇〇さんで、貸渡人の二人は借受人の叔母にあたります。申請地は、番号6については黒谷字天水、畑1筆、200平方メートル、番号7については黒谷字天水、畑1筆、193平方メートルで、いずれも、昭和41年に相続により取得した土地です。案内図の11ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道黒谷駅から南東に約620メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。なお、番号7の申請地につきましては、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地でしたが、平成29年7月26日付けで、区域から除外する旨の決定を受けております。申請事由ですが、借受人は、市内にて、亡くなった父親の後を継いで建築業を営んでおりますが、現在のところ、知人に借りて使用している資材置場を返却することになり、その代替地を探していたところ、借受人の叔母二人が所有している申請地を使用貸借にて借り受け、ここを建築資材置場として使用したいとして、このたび申請したものです。隣接には、借受人の父親が生前、倉庫や車両置場として転

用許可を取得した土地が4筆ほどあり、ここを一体的に利用して資材置場として使用する予定です。申請地は、現在、許可済みの隣接地を含めて果樹畑として管理されており、ウメやクリ、カキなどが栽培されておりました。転用許可済みの土地以外に、申請地に隣接する農地はありませんでした。

次に、番号8の案件について説明をいたします。買受人は、有限会社〇〇です。売渡人は〇〇さんです。申請地は黒谷字中原、畑1筆、641平方メートルで、平成21年に売買により取得した土地です。案内図の12ページをご覧ください。申請地は、秩父市立原谷小学校から東に約630メートル先にあります。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地でしたが、平成29年7月26日付けで、区域から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、買受人は、平成27年に、申請地に隣接する土地について農地転用の許可を得た後、本社工場を建設し、業務を行っておりますが、その後、社員も増え、また、荷物の搬入出車両の出入りも多くなったことから、駐車場が手狭になってきました。そこで、売渡人に相談したところ、譲っていただける話がまとまったため、工場敷地を拡張し、ここを社員用、来客用駐車場として使用したいとして、このたび申請したものです。申請地は、現在、不耕作状態にあります。申請地に隣接する農地を所有する者4人のうち3人から、転用することに対する承諾を得ております。なお、承諾を得られませんでした1人が所有する農地では、庭畑としてミョウガが作付けされておりましたが、申請地とは一点でしか接していないこと、申請地が北側にありますので日照に問題がないこと、また、申請地には建物を建てる計画はなく、風の通りにも問題がないことから、承諾をいただけなかった農地についても、その営農に支障は無いものと思われまます。

次に、番号9の案件について説明をいたします。買受人は〇〇さんです。売渡人は〇〇さんです。申請地は山田字下西新木、畑1筆、429平方メートルで、昭和47年に相続により取得した土地です。案内図の13ページをご覧ください。申請地は、秩父高篠郵便局から北に約290メートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、買受人家族は、現在、申請地に隣接する土地にあります、売渡人が所有する賃貸住

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

宅にて生活しておりますが、子供の成長にともない何かと手狭になってきました。そこで、申請地を買い受け、ここに住宅を新築し居住したいとして、このたび申請したものです。また、転用について許可を得て、住宅を新築し、居住した後は、現在、買受人家族が居住している賃貸住宅に、売渡人の子が住む予定です。申請地は、現在、畑として良く管理されておりました。また、申請地に隣接する農地を所有する者は売渡人本人であり、周辺の営農条件に悪い影響を与えることは無いものと思われま

**上林 敏一 事務局長** 番号10及び番号11の案件について説明をいたします。

まず、番号10についてですが、借受人は 学校法人 〇〇です。この法人は、昭和44年に成立し、学校教育法、児童福祉法その他の関係法令に基づき、児童を健全に育成することを目的とし、幼稚園を設置し、これに附帯する事業として、保育園を設置しております。貸渡人は 〇〇さんです。この方は、農業に従事した経験はありません。申請地は 寺尾字田中、田1筆、656平方メートルで、平成24年に相続により取得した土地です。案内図の14ページをご覧ください。申請地は、国道299号尾田蒔交差点から北北東に約500メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、駐車場用地です。借受人は、案内図にもありますように、申請地の東側に保育園を設置しており、北側に職員用の駐車場を設置しております。また、幼稚園と保育園に面する道路は、自動車が行き来することができますが、そこから東に進むには、南北に極端に狭い道路となっているため、保育園に通う児童を自動車にて送迎する際、保護者は、職員用の駐車場でその方向を変える必要があります。しかしながら、職員用駐車場は、送迎時にはすでに職員が駐車しておりますし、最近になり、その際の混雑が激しくなったため、借受人は、交通事故の発生を防止するためにも、新たに駐車場用地を探していたところ、貸渡人が所有する申請地を借り受けることができることとなったため、このたび、転用することについて申請したものです。事業計画では、折り返すことができる通路を設け、27台が駐車できるようになっております。転用する上で、資金調達計画も整っております。また、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、当該施設を設置することで問題が発生することは無いものと思われま

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

次に、番号11の案件について説明をいたします。買受人は〇〇株式会社です。この法人は、昭和48年に成立し、主に土木一式工事の請負を目的としております。売渡人は〇〇さんです。申請地は寺尾字川端、畑1筆、1, 232平方メートルで、平成22年に相続により取得した土地です。案内図の15ページをご覧ください。申請地は、県道秩父停車場 秩父公園線 秩父ミュージアパーク北口交差点から北東に約700メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年7月26日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、事務所用地です。買受人は、現在、案内図にもありますように、申請地の近くに事務所を借りて事業を行っております。また、申請地の北に隣接する土地については、譲受人が借り受けて資材置場に使用しています。このたび、買受人が、新たに、事務所、倉庫及び従業員用駐車場を整備する計画を立てましたが、先ほどの資材置場では狭いため、隣接する申請地を取得したいとして、転用することについて申請したものです。事業計画では、事務所、倉庫をそれぞれ1棟を建て、10台分の駐車場所を整備することになっております。転用する上で、資金調達計画も整っております。また、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、これらの施設を建設し、設置することで問題が発生することはないものと思われまます。申請地を確認しましたところ、保全管理がなされておりました。

**新井 幸男 主幹** 番号12の案件について説明をいたします。借受人は 有限会社〇〇です。この法人は、秩父郡小鹿野町に本店を置き、石油、ガス類の販売、給排水衛生設備工事の請負等を行っております。貸渡人は〇〇さんです。申請地は 下吉田字新田原内南、畑3筆、計812平方メートルで、平成21年に相続により取得した土地です。案内図の16ページをご覧ください。申請地は、県道下小鹿野吉田線 ユニオンエースゴルフクラブ入り口から北西に約30メートル先にあります。なお、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年7月26日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

して、第2種農地と判断しました。転用目的は資材置場です。借受人が行っている水道工事及び水回りの工事について、小鹿野町内に資材置場はありますが、申請地を資材置場に転用し、下吉田地域における工事を円滑に実施するために申請したものです。なお、資金調達計画も整っており、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾も得ていますので、転用することによる周辺の営農状況に被害が生じることはないものと考えます。申請地を確認しましたところ、保全管理状態でした。

**加藤 和彦 主幹** 番号13から番号15までの案件について説明をいたします。

まず、番号13についてですが、借受人は株式会社〇〇です。この法人は、平成元年に成立し、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。貸渡人は〇〇さんです。申請地は荒川上田野字中原、畑1筆、123平方メートルで、昭和48年に相続により取得した土地です。案内図の17ページをご覧ください。申請地は、秩父市花見の里から南東に約400メートル先にあります。立地の基準につきましても、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、太陽光発電設備用地に転用するものです。借受人は、隣接地において太陽光発電施設を設置しておりますが、申請地も発電の条件に適しているとして、申請地を借り受け、拡張して太陽光発電施設を建設し、土地を有効に活用することを計画しました。事業計画では、太陽光パネル40枚を設置し、隣接地にある太陽光設備の附属設備等と併用して使用することになっております。資金調達計画も整っております。なお、経済産業省経済産業省による発電について認定及び東京電力株式会社による電力受給契約申し込みについては、パネルのみ40枚を増設する軽微な変更とされるもので、インターネット上で変更を行うとしておりますので、パネルの枚数変更の画面上の表示の写しが添付されております。隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に問題が生じることは無いものと思われまます。申請地を確認しましたところ、不耕作地でした。

次に、番号14の案件について説明をいたします。買受人は、株式会社〇〇です。この法人は、昭和47年に成立し、太陽光発電システムの販売、施工、管理及び保守に関する業務を目的の一つとしております。売渡人は〇〇さんです。申請地は荒川上田野字半縄、畑1筆、855平方メートルで、昭和57年

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

に相続により取得した土地です。案内図の18ページをご覧ください。申請地は秩父環境衛生センター清流園から南に約100メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。譲渡人は、今後耕作の予定もないことから農地の有効活用を考えていたところ、譲受人が太陽光発電施設を設置して管理をしていきたいと申請したものです。事業計画では、太陽光パネル256枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますし、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないと思われます。現況を確認しましたところ、保全管理がなされておりました。

次に、番号15の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんです。申請地は荒川贅川字上郷、畑1筆、490平方メートルで、平成6年に相続により取得した土地です。案内図の19ページをご覧ください。申請地は国道140号八幡橋から北に約250メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年7月26日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に在住する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人は貸渡人の子にあたります。また、借受人は、現在、市内のアパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭になったため、貸渡人に相談したところ、本申請地を使用貸借にて借り受けることになり、住宅を新築したいとして、このたび申請をしたものです。隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺との問題も特に無いものと思われます。現況を確認しましたところ、ユズ畑となっております。

**議長（条 東男 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**9番（加藤 勝市 委員）** 番号1から番号4までの案件について意見を申し上げます。いずれの案件も第3種農地ですので、許可を相当とすることによろしいも



公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

のと考えます。

**5番（富田 和雄 委員）** 番号5の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることによりよいものと考えます。

**7番（新田 恭一 委員）** 番号6から番号9までの案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、許可を相当とすることにより止むを得ないものと考えます。

**11番（豊田 辰夫 委員）** 番号10の案件について意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。許可を相当とすることにより止むを得ないものと考えます。

**8番（豊田 恵男 委員）** 番号11の案件について意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることにより止むを得ないものと考えます。

**4番（高野 忠財 委員）** 番号12の案件について意見を申し上げます。許可を相当とすることにより止むを得ないものと考えます。

**2番（横田 友 会長職務代理者）** 番号13から番号15までの案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、許可を相当とすることにより止むを得ないものと考えます。

**議長（糸 東男 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員の意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸 東男 会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 質疑等はなしと認めます。以上で、質疑及び意見を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第42号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第43号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの**

### 判断について

**議長（条 東男 会長）** 次に、議案第43号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいただきます。

**上林 敏一 事務局長** 議案第43号について説明をいたします。本案は、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。議案書と同時に配布いたしました別冊をご覧ください。このたびは、3,753筆、合計218.4ヘクタールの土地に対する判断をお願いいたします。これらの土地につきましては、平成28年に行われました農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査に基づき、さらには、航空写真を参照し、必要に応じて再度の現地調査を行い、その結果、農地に戻すことが相当難しいと判断した荒廃農地について議案として上程したものです。次に、農地であるか否かの判断につきましては、農林水産省が発出しております通知では、人力又は農業用機械では耕起、すなわち、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難である場合、そして、周囲の状況からみて、すなわち、周りが山林であるなどのため、農地に戻すことができる見込みがあるとしても、継続して利用することができないと認められる場合は、農地に該当しないものとされております。以上のことを踏まえ、農地に該当するか否かの判断をお願いいたします。なお、議決により農地に該当しないと判断された場合は、事務局といたしましては、対象となる農地を所有し、又は耕作をする権利を有する者、計1,239人及び市において関係する部、さいたま地方法務局秩父支局、その他関係機関にその旨を通知し、対象となる土地を農地台帳から削除いたします。このたび、本議案を議決していただいた場合、通算して約461ヘクタールの農地について、非農地判断をしていただいたこととなりますが、これは、荒廃農地のうち、おおよそ8割に当たります。残り約88ヘクタールの荒廃農地につきましては、間もなく農地利用最適化推進委員及び委員が行います農地利用状況調査にて、改めて調査をしていただくことになり、その結果、荒廃の程度が著しい農地につきましては、速やかに、非農地判断の議決をお願いするように進めてまいります。このようにして、農地台帳に載っている荒廃農地を可能な限り少なくすることで、農地の利用の最適化を最優先に推進することができるようになるものと考えております。なお、これらの筆のうち、番号900、番号3436、番号3446、番号3601及び番号3603

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

の5筆につきましては、秩父市農業委員会会議規則第10条に規定する議事参与の制限に該当するものです。

**議長（糸 東男 会長）** 事務局の説明が終わりました。ただいま、事務局が説明をしたとおり、本議案の一部は、議事参与の制限に該当します。つきましては、この制限に該当する筆を分けて、審議していただきますよう、お願いします。まず、番号900、番号3436、番号3446、番号3601及び番号3603を除いた3748筆について審議願います。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸 東男 会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 質疑等はなしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第43号において判断をする農地のうち、番号900、番号3436、番号3446、番号3601及び番号3603を除いた3,748筆については、農地法第2条第1項の農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 全員が賛成であります。よって、本案において判断をする農地のうち、番号900、番号3436、番号3446、番号3601及び番号3603を除いた3,748筆については、農地法第2条第1項の農地には該当しないものと判断することに決しました。次に、番号3436、番号3446、番号3601及び番号3603の4筆について審議いたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、1番 新井 初男 委員におかれましては、議場から退出願います。

（1番 新井 初男 委員が退出する）

**議長（糸 東男 会長）** 事務局に議案の説明をいたさせます。

**上林 敏一 事務局長** 先程、説明をしたとおりです。

**議長（糸 東男 会長）** 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸 東男 会長）** 質疑又は意見はありませんか。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 質疑等はなしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第43号において判断をする農地のうち、番号3436、番号3446、番号3601及び番号3603の4筆については、農地法第2条第1項の農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 全員が賛成であります。よって、本案において判断をする農地のうち、番号3436、番号3446、番号3601及び番号3603の4筆については、農地法第2条第1項の農地には該当しないものと判断することに決しました。それでは、1番 新井 初男 委員は議場に入るようになしてください。

（1番 新井 初男 委員が入室する）

**議長（糸 東男 会長）** 次に、番号900の筆について審議いたします。なお、この案件につきましても、秩父市農業委員会会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、6番 石橋 総一郎 委員におかれましては、議場から退出願います。

（6番 石橋 総一郎 委員が退出する）

**議長（糸 東男 会長）** 事務局に議案の説明をいたさせます。

**上林 敏一 事務局長** 先程、説明をしたとおりです。

**議長（糸 東男 会長）** 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸 東男 会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 質疑等はなしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第43号において判断をする農地のうち、番号900の筆については、農地法第2条第1項の農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 全員が賛成であります。よって、本案において判断をする農地のうち、番号900の筆については、農地法第2条第1項の農地には該

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

当しないものと判断することに決しました。 それでは、6番 石橋 総一郎 委員は議場に入るようにしてください。

(6番 石橋 総一郎 委員が入室する)

#### 日程第8 秩父市環境審議会委員の選出

議長(糸 東男 会長) 次に、秩父市環境審議会委員の選出を行います。選出をするにあたり、その概要について事務局に説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 秩父市環境審議会委員の選出について説明をいたします。本日、配付いたしました資料の日程第8をご覧ください。この協議会は、環境基本法及び秩父市環境基本条例に基づき設置されているもので、環境の保全に関する重要な事項を調査し、これを審議する組織です。委員は、15名以内で市長が委嘱いたしますが、その中で、識見を有する者として、当農業委員会も参画しております。任期は、平成29年10月5日から2年間となっております。なお、同審議会を所管しておりますのは、秩父市環境部環境立市推進課です。

議長(糸 東男 会長) お諮りいたします。秩父市環境審議会委員の選出については、会長において指名することにしたいと思っておりますが、これに異議はありますか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(糸 東男 会長) 異議なしと認めます。よって、会長において指名することに決しました。それでは、当委員会が選出する秩父市環境審議会委員に、7番 新田 恭一 委員を指名いたします。

#### 日程第9 閉 議 ・ 閉 会

議長(糸 東男 会長) 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会平成29年第8回定例総会を閉会いたします。